

みんなで考えよう 性的マイノリティとLGBT

～8月は人権啓発推進市民運動強調月間です～

人権推進課人権推進係 ☎(63) 8351

あなたは男性が好きですか？女性が好きですか？それとも好きになる人の性別にはこだわりませんか？
女性の恋人は「彼氏」、男性の恋人は「彼女」と想定されがちですが、異性を好きになる人だけでなく、同性や両性を好きになる人もいます。あるいは、男性にも女性にも恋愛感情を抱かない人もいます。
性はとても多様なのです。 (出典：法務省リーフレット「多様な性について考えよう！」)

性的マイノリティ・LGBTとは

性的マイノリティは、LGBTなどの人々を、異性愛者の立場から「少数者」として表現したもので、LGBTは、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの頭文字をとった言葉です。

レズビアン
Lesbian…同性を好きになる女性
ゲイ
Gay…同性を好きになる男性
バイセクシュアル
Bisexual…同性も異性も好きになる人
トランスジェンダー
Transgender…心と身体の性が一致しない人等



多様性の尊重と笑顔あふれるやさしい街をめざして

市では、6月から「鹿沼市パートナーシップ宣誓制度」をスタートしました。この制度は、近親者以外の同性カップルが、互いを人生のパートナーとして協力し合い、共に歩いていくことを宣誓するものです。既成概念に縛られず、自分らしさを大切に生きていく。そんなカップルを鹿沼市は応援します。



鹿沼市パートナーシップ宣誓制度について

●制度の目的

- ①鹿沼市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針に基づき、「全ての市民の人権が尊重される明るい社会の実現」を目指すことの一つとして、戸籍の性、または心の性が同性である方同士のパートナーシップを尊重し、その人権を擁護するためのものです。
- ②この制度により、多様性を認めるやさしいまちづくりを推進させ、市民の皆さんに、性的マイノリティの人々への理解を深めてもらうとともに、その認知を広げることを目的としています。

●宣誓によって受けられる行政サービス（担当部署・注意事項）

- ・市営住宅の入居の申し込み（建築課住宅係）
- ・市営墓地・見笹霊園の永代使用許可申請・承継（生活課市民生活係）
- ・高齢者運転免許自主返納支援（生活課交通対策係・利用条件あり）
- ・個人情報の開示請求の代理（総務課総務係・利用条件あり）等

※この制度は、相続や税金の控除などの法律上の効果を生じさせることはできません。